

地域農業の担い手へ農地の利用集積を促進するために

農地集積協力金

農地集積に協力する者に対して、市町村等から農地集積協力金を交付。

<経営転換協力金>

■交付対象者

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する所有者

- ①土地利用型農業から経営転換する農業者 ②リタイヤする農業者 ③農地の相続人

■交付要件

1 交付対象者が行うべき要件

①交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、全ての自作地（＝他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。）を白紙委任する必要があります。ただし、次の農地は除きます。

- ・土地利用型作物以外の作物を栽培する農地（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合）
- ・自留地（10a未滿の農地）（リタイヤする農業者・農地の相続人の場合）

②今後10年間の土地利用型作物の販売を行わない（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合）

- ・今後10年間の農作物の販売を行わない（リタイヤする農業者・農地の相続人の場合）旨の誓約が必要です。

③主要な農業用機械を廃棄処分するか、地域の中心となる経営体へ無償譲渡（譲渡人が当該農業用機械を再取得しないことを条件）する必要があります。

- ・所有する農業用機械のうち、トラクター、田植機、コンバインについて各1台ずつ計3台を廃棄すること。

（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合については、田植機とコンバインについて各1台ずつ計2台）

■交付単価

◆0.5ha以下：30万円以内/戸 ◆0.5ha超2.0ha以下：50万円以内/戸 ◆2.0ha超：70万円以内/戸

※面積は白紙委任をした農地のうち交付要件を満たす面積

<分散錯圃解消協力金>

■交付対象者 地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦化に協力する農地の所有者等

①地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者

②地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※①、②のいずれも農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。

■交付要件 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地について、白紙委任すること。

白紙委任については、次のとおり

- ・相手先は農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人
- ・委任の期間は10年間以上
- ・委任の内容は、6年以上の農地の貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定すること

※白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

※遊休農地は、分散錯圃解消協力金の対象農地となりません。

■交付単価 5千円以内/10a

※経営転換協力金の交付を受けた者は、分散錯圃解消協力金の交付を受けられません。また、分散錯圃解消協力金の交付を受けた者については、当該交付を受けた年度は経営転換協力金の交付対象から除きます。

問い合わせ先 役場農業振興課 電話65-8417

○高山堆肥センター 電話65-2800
○内之浦堆肥センター 電話31-6086

【堆肥の注文またはお問い合わせ先】



※ほ場や自宅へ2トンダンプによる配達をおこないます。
※堆肥散布車（2トン積み）による散布も行います。（散布料1台2,000円）
※軽トラックでセンターへ直接受け取りにこられた場合、1台約1,300円になります。（堆肥約350kg積）
※袋堆肥（15kg入）は、役場畜産課、岸良出張所でも直接販売しています。
※堆肥は高山・内之浦堆肥センターで随時（月々金の8時半から5時）販売しています。ただし、電話予約により、土日の販売も実施中です。